



一八一九

5. 2. 13
争 1020

勞秘第三一〇號

昭和五年一月三十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
大阪神奈川各府縣知事 殿

嘉重友禪工場ノ勞務爭議ニ関スル件 (發生)

(一) 不況ノ影響ヲ受テ友禪工場ノ法文減少シ廿五日ヨリ工場ヲ休
止シタル爲メ勞働者ノ收入ニ對スル要求ヲ廿八日提出ス。
(二) 関東美術友禪工場付ノ應接ヲ康々本件解決迄就業者ナル
申合ヲ爲ス

標記工場ニ勞務爭議發生シタルハ狀況左記ノ通りニ